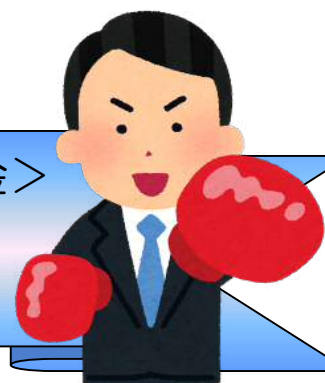


略称「環企新」

愛知県融資制度＜経済環境適応資金＞

パワーアップ資金
【経営革新計画】



経営革新を行う中小企業者を応援します！

対象となるかた

◇中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画について、知事又は主務大臣の承認を受けた中小企業者

○経営革新計画とは、事業者が新事業活動（①新商品の開発または生産 ②新役務（サービス）の開発または提供 ③商品の新たな生産または販売方式の導入 ④役務（サービス）の新たな提供方式の導入その他の新たな事業活動）を行うことにより、事業期間3年から5年で、その経営の相当程度の向上を図る（①付加価値額（企業全体または1人当たり）が年率3%以上向上すること ②経常利益が年率1%以上向上すること）計画のことです。

制度の概要

資金使途・限度額	中小企業等経営強化法に基づく承認を受けた計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 ＜限度額：1億5,000万円＞
融資期間・利率	1年超5年以内 年1.1%以内 5年超7年以内 年1.2%以内 7年超10年以内 年1.3%以内（設備資金のみ）
信用保証	原則として、保証協会による信用保証を要します。 （通常の保証限度額とは別枠の経営革新関連保証を受けられます。）
保証料率	0.67%
返済方法	分割返済（1年以内の据置期間を設けることができます。）
担保	原則として、不要です。
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証は不要です。
責任共有制度	対象
申込み書類	知事又は主務大臣の承認を受けた経営革新計画の申請書及び計画書

取扱金融機関

銀行	三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、近畿大阪、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京、第三、関西アーバン
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名
信用組合	豊橋商工、愛知県中央
政府系	商工組合中央金庫

問い合わせ先

[経営革新計画について]	愛知県産業労働部中小企業金融課 設備導入資金・貸金業グループ 052-954-6334
[制度融資について]	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ 052-954-6333
[信用保証について]	愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754

(平成30年4月)